

令和8年3月9日

広島県住宅生活協同組合の組合員の皆様

広島市南区比治山町2番5号
広島県住宅生活協同組合
理事長 小川 佳浩

2025年8月付「出資金・配当金に関するお知らせおよび自由脱退手続きのご案内」に関するご連絡

拝啓 早春の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より広島県住宅生活協同組合（以下、「当組合」といいます。）の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当組合より2025年8月付で送付いたしました「出資金・配当金に関するお知らせおよび自由脱退手続きのご案内」（以下、「2025年8月付ご案内」といいます。）に関しまして、改めて以下のとおりご説明及びご案内をさせていただきます。

当組合は、当組合のほぼ唯一の資産である不動産（ビル）を売却して、売却代金から債務を弁済するとともに、脱退を希望された組合員の皆様へ出資金・配当金をお支払した上で解散することを検討し、2025年8月に組合員の皆様へ2025年8月付ご案内をお送りしたところですが、その後、弁護士や税理士等の専門家より以下の【弁護士や税理士等の専門家のコメント内容】記載の指摘を受けました。当該指摘を踏まえ、大変申し訳ございませんが、2025年8月付ご案内は撤回をさせていただき、原則として解散・清算手続の中で皆様一律に分配等を行わせていただきたいと存じます。

【弁護士や税理士等の専門家のコメント内容】

「組合の解散のためには総代会の承認等の手続が必要になるところ、仮に解散手続がスムーズに進んだ場合、上記ビル等の組合の財産を売却した金銭で債務を弁済しても残る金銭（残余財産）があれば、組合員に残余財産の分配を行う必要がある。そして、仮定の話にはなるが、上記ビルが高額で売却できれば、組合員が残余財産の分配として得られる金銭は、現時点で脱退して得られる出資金等を上回る可能性もあり、この点を説明しないまま自由脱退を募ったことは適切ではないと考える。他方で、現在、組合は実質的に事業活動ができていない。仮に、

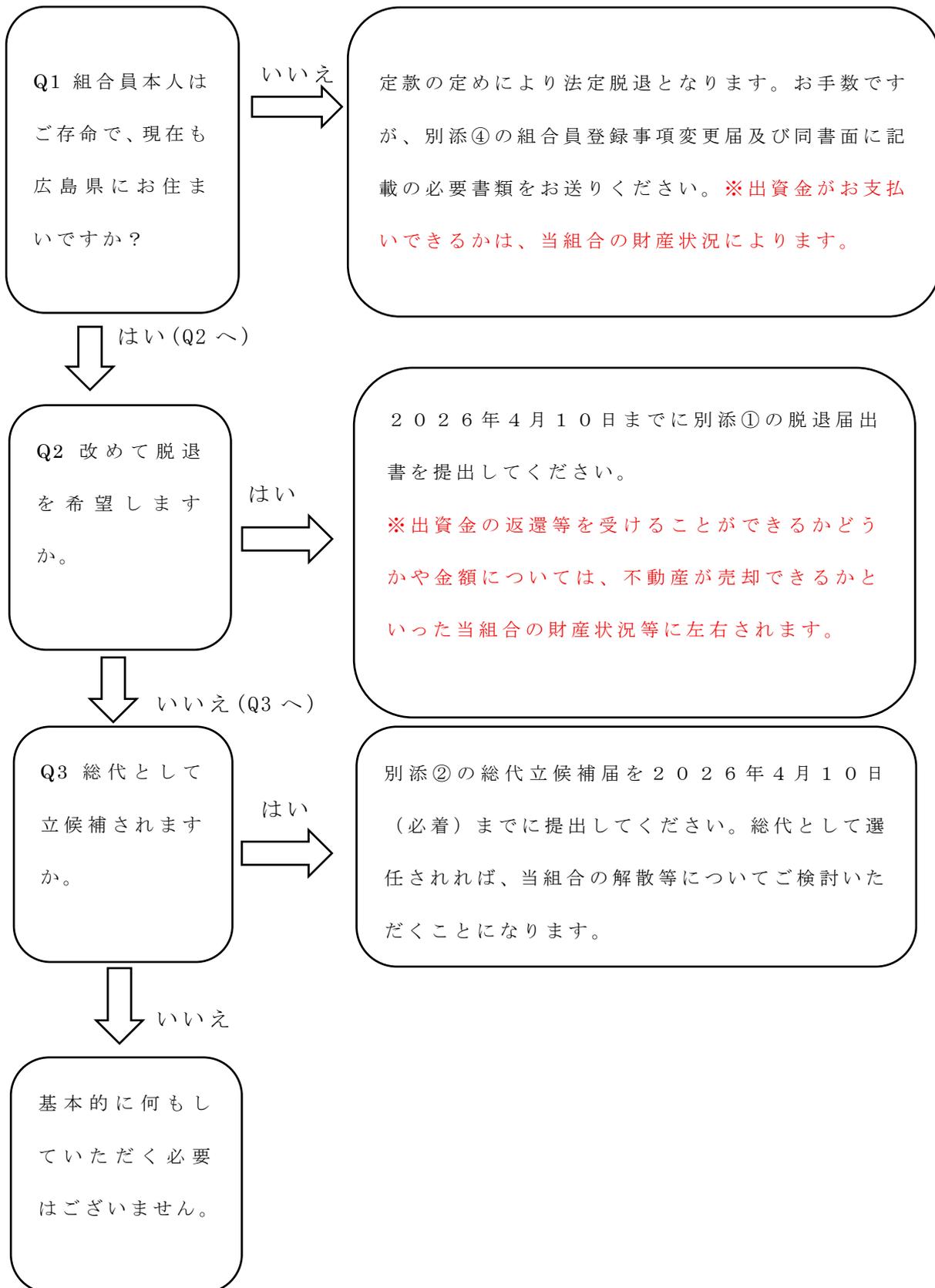
上記ビルを売却できなかった場合や解散できなかった場合、売却しても全ての債務を弁済できない状況（債務超過）となった場合は、破産も検討せざるを得ない。その場合、直前に一部の組合員に対してのみ出資金等を支払っていると、法律上違法となりかねず、裁判所等から組合員に支払った金銭を返還するように求められるリスクもある。そのため、2025年8月付ご案内に基づいた対応は実施すべきではないと考える。」

既に自由脱退に関するご連絡をいただいた組合員の皆様におかれましては、お手数をおかけしたにも関わらず、誠に申し訳ございません。もちろん組合員の皆様は定款に基づき自由に当組合を脱退できることから、上記ご説明を踏まえても、脱退を希望される場合は、大変お手数ですが2026年4月10日までに、再度別添①の脱退届出書のご提出をお願いいたします。ただし、上述のとおり、現時点で一部の組合員の方だけに出資金等をお支払いできる状況にはないことから、仮に脱退届出書をお送りいただいても直ちに出資金等のお支払いをすることはできず、お支払時期は残余財産分配とほぼ同じ時期となることが想定されております。また、その場合の受取額も清算手続による残余財産の分配で受け取ることができる金額よりも少なくなる可能性もございます（逆に、脱退届出書をお送りいただいた上での出資金等のお支払いの方が、残余財産の分配で受け取る金額よりも多くなる可能性もございます。この点は上記ビルの売却価格等に左右されるため、現時点で確定的なことを申し上げられない状況であるということをご理解いただければ幸甚です）。

今後の流れについてですが、当組合としては解散手続を進めるべく、4ないし5月頃には、組合運営を決定する「総代」の選挙を実施させていただこうと考えております。もともと、現在「総代」が不足しており、定足数の確保が課題となっております。つきましては、**「総代」に立候補していただける方は本書面に添付しております別添②の総代立候補届を、2026年4月10日（必着）までにご提出いただけますと幸いです。**何卒よろしくごお願い申し上げます。なお、前述もさせていただきましたが、総代の選任が進まず定足数を満たさなかった場合、解散等ができず、破産しか選択できなくなり、組合員の皆様にお支払いできる金銭がより少なくなってしまう可能性もあると考えております。何卒よろしくごお願い申し上げます。

詳細なご説明は以上のとおりですが、非常に複雑な話ですので、次頁でご検討をいただくための「お手続きの流れ」をお示しします。

【お手続きの流れ】



ご説明は以上のとおりです。なお、2025年8月付ご案内を送付した後に、一部の組合員のご家族の方から、お電話で、組合員の方御本人が亡くなられたというお申し出や組合員の方が既に広島県外に転出されているというお申し出がありました。もっとも、本書面は重要なお知らせとなりますので、亡くなられたとご連絡いただいた方や既に広島県外に転出されている方を含め、2025年8月付ご案内を送付した全ての方に送付しております。ご理解の程宜しくお願い申し上げます。上記に該当する場合、別添④の組合員登録事項変更届及び同書面に記載の添付書類を、当組合までお送りいただきますようお願いいたします。

本書面についてご不明な点等ございましたら、以下の窓口までお問い合わせいただければ幸甚です。なお、想定されるご質問についてのご回答を別添③にまとめております。併せてご参照いただけますようお願い申し上げます。どうぞ宜しくお願いいたします。

敬具

本書面に関するお問い合わせ窓口

広島県住宅生活協同組合お問い合わせ窓口

電話番号：0120-206-862

対応時間：平日9:00～17:30

【別添①】

広島県住宅生活協同組合

理事長 小川 佳浩 殿

脱 退 届 出 書

2026年 月 日

私は、広島県住宅生活協同組合を脱退します。

(必須) 証券番号

〒 -

現住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

以上

【別添②】

広島県住宅生活協同組合

理事長 小川 佳浩 殿

総代立候補届

2026年 月 日

私は、広島県住宅生活協同組合の総代として立候補します。

(必須) 証券番号

〒 -

現住所

氏名

㊞

電話番号

メールアドレス

※氏名は、公告・総代会議案書・機関紙などに掲載して公開されますのでご了承をお願い致します。

※住所・電話番号・メールアドレスは、当組合から、総代会招集通知等の諸連絡を行うために利用させていただきます。

【別添③】

想定されるご質問

Q1 なぜ昨年8月の案内を今になって撤回するのですか？

A ビルの鑑定評価額が当初の想定よりも大幅に高い金額となったためです。その結果、脱退者がかえって損をしてしまう可能性が生じたため、専門家の助言を受けて撤回を判断させていただきました。

Q2 すでに自由脱退の手続きを進めてしまったのですが、どうなりますか？

A 誠に申し訳ございませんが、今回のご案内をもって以前の脱退手続きは撤回させていただきます。改めて脱退をされるか否かについてご検討をお願いいたします。

Q3 すでに出した書類はどう扱われますか（破棄されるのですか、それとも返送されますか）

A ご提出いただいた書類については、基本的には当方で破棄させていただく予定です。証券を送付されている場合は、ご希望がなければそのまま当組合で保存いたします。返却を希望される場合はご連絡ください。

Q4 前回提出した脱退届では不十分なのですか？

A 大変お手数をおかけいたしますが、改めて脱退を希望される場合、別添①をご返送いただきますようお願い申し上げます。

Q5 結局、出資金や配当金はいつ、いくら戻ってくるのですか？

A 現時点では解散することも確定しておらず、支払いの有無や金額、時期を断定することができない状況です。今後の総代選挙や総代会を経て解散手続きが進み、資産の売却や債務弁済が終わった段階で決まることとなりますので、お待ちいただければ幸いです。

Q6 債権債務はどれくらいあるのですか。

A 昨年の年度末時点の情報とはなりますが、債務は1億3605万3106円（借入金のみ）、債権（預金）は3363万7580円でした。

Q7 「破産」した場合、組合員に追加の費用負担（債務の肩代わり）が発生することはありますか？

A 組合員の方の責任は、出資金額が限度となりますので、特別な事情がない限り、追加の費用負担や債務の肩代わりが発生することはありません。

Q8 今後の具体的なスケジュールはどうなっていますか？

A まずは令和8年（2026年）の5月前後に「総代」の選挙を実施する予定です。その後、総代会を経て解散手続きを進めていくことを想定しております。

Q9 今すぐに脱退して出資金を返してほしいのですが、無理ですか？

A 脱退自体はできますが、今すぐのお支払いは難しい状況です。なお、出資金をお支払いできるか否かについても現時点ではわからない状況となっております。

Q10 総代になった場合、会議への出席義務や、法的責任（もし破産した場合の責任など）はありますか？

A 組合員の責任は出資金額が限度となっておりますので、総代になったから法的責任を追及されるということも基本的にはありません。また、会議への出席義務はありませんが、今後の清算手続や不動産の売却については総代の方のご協力なく進めることは不可能ですので、できるかぎりご出席いただくか、書面による議決権行使をお願いいたします。

Q11 組合員本人が既に亡くなっているのですが、手続きはどうなりますか？家族が代わりに脱退届や総代立候補届を出せますか？除票の写し以外に必要な書類はありますか？

A 亡くなられている場合、亡くなられていることが分かる客観的な資料の送付を別添④にてお願いしております。別添④に記載のとおり、除票の写し又は死亡届の写しをお送りいただきますようお願いいたします。また、亡くなられている場合は、脱退となりますので、ご家族が代わりに別添①の脱退届や別添②の総代立候補届を出すことはできません。組合員の相続人の方が、出資金等の払い戻しを希望される場合は、別添④に記載のとおり、権利を有することが分かる書面（遺産分割協議書等）の写しを当組合までお送りください。なお、出資金等のお支払いが可能となるのは、解散・清算手続が進み、皆様に分配できるだけの財産が残っている場合となりますので、直ちに出資金をお返しできるものではないということをご理解いただけますと幸いです。

Q12 組合員の相続人として出資金の返還を望むところ、遺産分割協議書は作っていません。この場合は、どのような書類を送ればよいですか。

A 遺産分割協議書がない場合、相続人の中から代表者1名を選任してください。その後、代表者様への委任状(他の相続人全員の署名・押印があるもの)、当該押印に関する印鑑登録証明書と、戸籍謄本等の法定相続人が確認できる書類をあわせてご提出ください。

Q13 昨年8月の段階で専門家に相談していなかったのですか？

A 一部の専門家には相談しておりましたが、組合の清算や破産手続も踏まえたコメント等は求めてはいませんでした。

Q14 なぜ半年近く経ってから「法的に問題がある」と判明したのですか？

A 専門家に組合の清算や破産手続も含めた本格的な相談をしはじめたのが、2025年秋以降となってしまったからです。

Q15 「今の時点で脱退する」と「最後まで残って解散・清算を待つ」のでは、どちらが受取額が多くなりますか？

A 申し訳ございませんが、解散になるか否かもわからず、不動産がいくらで売却できるかもわからない状況であるため、いずれが高くなるかは現時点では分かりません。

Q16 どちらが有利かシミュレーションはありますか？

A 上記の次第ですので、シミュレーション等はございません。

Q17 お金が戻ってこないこともありますか？

A はい、その可能性もあります。可能性としては低いと考えておりますが、最終的なビルの売却価格や、組合が抱えている債権債務の清算状況次第ではお支払いできるものがないということもあり得ます。

Q18 もしビルが売れなかった場合、出資金は1円も戻ってこないのですか？

A ビルを売却できなかった場合は、1円もかえってこない可能性があります。

Q19 全ての債務を弁済できない状況（債務超過）」になった場合、配当どころか元本も戻ってこないということですか？

A 全ての債務を弁済できない状況となった場合、元本部分すらお返しできない可能性もあります。

Q20 「総代」とは何ですか？

A 解散手続きなどの重要事項を決定するために、組合員の代表として選出される方々です。

Q21 なぜ総代が決まらないと解散手続きができず、破産（倒産）になるのですか？

A 解散手続きを行うには、総代会に総代の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数の賛成を得る必要があります（定款61条）。総代の方が決まらなければ、総代会で解散の決議をすることができず、解散手続きを進めることができません。このような状態となった場合、破産手続き以外の選択肢がほぼない状況と考えております。

Q22 総代に立候補する場合、報酬や日当は出ますか？

A 申し訳ございませんが、報酬や日当などはありません。総代会は、書面による議決権を行使する方法で、実際に総代会にお越しいただかなくても対応いただくことができますので、ご協力の程何卒宜しくお願いいたします。

Q23 フローチャートの「基本的には何もしていただく必要はありません」を選んだ場合、その後はどうなりますか？自動的に解散・清算の手続きに乗ることになり、最終的にお金が振り込まれるのを待つだけで良いのですか？

A 「何もしていただく必要はありません」を選ばれた場合、総代会で解散決議を可決することができれば、解散・清算の手続きを行うこととなります。清算手続きに進んだ場合も総代会での可決が必要となる手続がありますので、当然に自動的にお金が振り込まれるというわけではありません。このような状況ですので、総代立候補へのご協力をお願いいたします。

Q24 組合員本人が認知症で判断能力がありません。どうすれば良いですか。

A 組合員本人が、認知症等で意思疎通が全くできないような場合、家庭裁判所に成年後見人を選任

してもらわなければ、何も手続をすることができないと思われます。成年後見人を選任されるか否かご検討いただければと思います。

Q25 組合員本人に連絡ができない場合どうすればいいですか？

A どなたかを通じてご連絡いただければ幸いです、連絡ができない場合にはご対応いただく必要はありません。

Q26 配当金だけでも返金してもらえませんか？

A 仮に当組合が破産する場合、債権者の方を平等に扱う必要がありますので、直前に一部の方だけに配当金を支払うということは難しい状況です。

Q27 出資金の受け取りを拒否することはできますか？

A 当組合からの支払いを拒否されたいということであれば、拒否いただくことは可能です。その場合、債権を放棄する旨の意思表示を書面で行っていただくこととなりますので、当組合までご連絡いただければと存じます。

Q28 去年脱退届を提出して今年の3月頃に返金しますと約束があったのですが、まだですか？

A 上記のとおり、「2025年8月付ご案内」は撤回させていただき、原則として解散・清算手続の中で皆様一律に分配等を行わせていただきたいと思いますと考えております。そのため、大変申し訳ございませんが、令和8年3月頃に返金することはできません。ご理解のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

Q29 組合員本人と別居中ですがどうすればいいですか？

A 組合員本人に本文書をご共有いただくか、組合員本人に当組合までご連絡いただくようお願いいただければ幸いです。

Q30 相談した専門家（弁護士や税理士）は誰ですか？

A 弁護士は千瑞穂（せんのみずほ）法律事務所、税理士は税理士法人広島パートナーズです。